

南九州大学大学院学則

第1章 総 則

第1節 目的等

(趣 旨)

第 1 条 この学則は、南九州大学学則（以下「大学学則」という。）第4条第3項の規定により、南九州大学大学院（以下「本学大学院」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(目 的)

第 2 条 本学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究して、高度職業専門人を育成し、もって社会、文化の進展に寄与することを目的とする。

(自己点検・評価)

第 3 条 本学大学院は、教育研究水準の向上を図り、本学大学院の目的及び社会的使命を達成するため、本学大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行いFD活動を法令に準じて行うものとする。

2 前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に則し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えるものとする。

3 自己点検及び評価に関する事項は、別に定める。

第2節 組 織

(課 程)

第 4 条 本学大学院に、修士課程を置く。

2 修士課程は、学部教育での専門知識に基づき、高度な園芸技術の修得、緑地環境保全技術の修得、商業的農業の分析力の修得及び安全な食品開発のためのバイオテクノロジーの修得による、高度専門職業人の育成を目的とする。

(研究科及び専攻)

第 5 条 本学大学院に、園芸学・食品科学研究科を置く。

2 前項の研究科に置く専攻並びにその入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専 攻	入学定員	収容定員
園芸学・食品科学研究科	園芸学専攻	4人	8人
	食品科学専攻	2人	4人

第3節 教員組織

(教員組織)

第 6 条 本学大学院の授業及び研究指導を担当する教員は、原則として南九州大学（以下「本学」という。）の教授、准教授の中からこれを充てる。

2 必要がある場合は、非常勤講師を加えることができる。

第4節 研究科会議

(研究科会議)

第 7 条 本学大学院に研究科会議を置き、研究科に所属する専任の教員をもって組織する。

2 研究科会議は、研究科に関する次の事項を審議する。

- (1) 教員の資格審査に関すること。
 - (2) 学生の入学，休学，転学，留学，退学，除籍及び課程の修了に関すること。
 - (3) 学生の厚生補導及び賞罰に関すること。
 - (4) 各種委員会の設置廃止に関すること。
 - (5) その他研究科の教育及び研究に関すること。
- 3 前2項に定めるもののほか，研究科会議に関し必要な事項は，研究科会議の議を経て，学長が定める。

第2章 研究科通則

第1節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第8条 修業年限は，2年とする。

(在学年限)

第9条 学生は，4年を超えて在学することができない。ただし，第18条の規定により入学した者は，定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第2節 学年，学期及び休業日

(学 年)

第10条 学年は，4月1日に始まり，翌年3月31日に終わる。

(学期及び授業期間)

第11条 学年を次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 1年間の授業を行う期間は，定期試験等の期間を含め，35週にわたることを原則とする。

(休業日)

第12条 休業日は，次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する日
- (3) 開学記念日 5月1日
- (4) 春季休業
- (5) 夏季休業
- (6) 冬季休業
- (7) 学年末休業

2 学長は，必要と認めた場合は，前項の休業日を変更し，又は臨時に休業日を定めることができる。

第3節 入 学

(入学の時期)

第13条 入学の時期は，4月とする。

(入学資格)

第14条 本学大学院に入学することのできる者は，次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法第52条に規定する大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第68条の2第3項の規定により学位授与機構から学士の学位を授与された者

- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 学校教育法施行規則第70条第1項第4号の規定により文部科学大臣の指定した者
- (5) その他大学を卒業した者と同等以上の学力があると学長が認めた者

(入学の出願)

第15条 本学大学院に入学を志願する者は、本学大学院所定の書類に入学検定料を添えて出願しなければならない。

(入学試験)

第16条 前条の入学志願者については、学長の定めるところにより、入学試験を行い、研究科会議の議を経て、合格者を決定する。

(入学の方法及び入学許可)

第17条 前条の入学試験の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、本学大学院所定の書類を提出するとともに、所定の入学金を納入しなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(再入学)

第18条 本学大学院に再入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当年次に再入学を許可することがある。

- 2 前項の規定により再入学を許可された者の、再入学前に既に修得した授業科目単位数の取扱い等については、研究科会議の議を経て、学長が決定する。
- 3 前項に定めるもののほか、再入学に関し必要な事項は、学長が定める。

第4節 教育の方法及び履修方法等

(教育の方法)

第19条 本学大学院における教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）により行うものとする。

- 2 本学大学院における履修方法並びに授業科目及びその単位数は、別に定める履修要項のとおりとする。

(単位の計算方法)

第20条 単位の計算方法は、1単位の科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の各号に示す基準によるものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習等については、30時間の授業をもって1単位とする。

(単位の修得等)

第21条 本学大学院の学生は、在学期間中に第19条第2項の規定により定められた授業科目を履修し、30単位以上を履修しなければならない。

- 2 本学大学院の学生は、履修する授業科目の選択及び学位論文の作成に当たっては、当該学生を担当する教員の指導を受けなければならない。
- 3 教育職員免許状の取得に要する科目の履修方法は、別に定める。

(他の大学院の授業科目の履修)

第22条 研究科会議は、教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院との協議に基づき、学生が他の大学の大学院の授業科目を履修することを認めることができる。

- 2 前項の規定により他の大学の大学院の授業科目を履修しようとする学生は、学長の許可を受けなければならない。
- 3 学生が前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、10単位を超えない範囲

内で、本学大学院において修得したものと認定することができる。

(既修得単位の認定)

第23条 研究科会議は、教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に他の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生により修得した単位を含む。）を、本学大学院において修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したとみなすことができる単位は、10単位を超えることができない。
- 3 前2項の既修得単位の認定に関し必要な事項は、研究科会議の議を経て学長が定める。

第5節 休学、転学、留学、退学、除籍及び復学

(休学)

第24条 病気その他特別の理由により、引き続き3か月を超えて修学することが困難で、休学しようとする者は、学長の許可を得なければならない。

- 2 学長は、病気その他特別の理由により、修学が適当でないと認められる者については、研究科会議の議を経て、休学を命ずることができる。
- 3 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由があると認められるときには、学長は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。
- 4 休学期間は、通算して2年を超えることができない。
- 5 休学期間は、第9条に規定する在学年限及び第30条に規定する在学年数に算入しない。

(転学)

第25条 他の大学の大学院に転学しようとする者は、研究科会議の議を経て、学長の許可を得なければならない。

(留学)

第26条 外国の大学の大学院で学修しようとする者は、研究科会議の議を経て、学長の許可を得て留学することができる。

- 2 前項の許可を得て留学した期間は、第30条に定める在学年数に含めることができる。
- 3 第22条第1項及び第3項の規定は、第1項に規定する留学の場合に準用する。

(退学)

第27条 退学しようとする者は、研究科会議の議を経て、学長の許可を得なければならない。

(除籍)

第28条 学長は、次のいずれかに該当する者を、研究科会議の議を経て、除籍することができる。

- (1) 第9条に定める在学年限を超える者
- (2) 第24条第3項の規定による許可を受けた休学の期間を超えてもなお学長が指定する期日までに復学又は再度の休学の許可を受けない者
- (3) 授業料納入の義務を怠り、督促を受けてもなお納入しない者
- (4) 死亡の届出のあった者又は長期間にわたり行方不明の者

(復学)

第29条 学長は、休学期間中にその理由が消滅した者を復学させることができる。

第6節 課程の修了要件及び学位授与

(課程の修了要件)

第30条 本学大学院に2年以上在学し、第21条第1項に定める単位数を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格した者については、研究科会議の議を経て、学長が修士課程の修了を認定する。

- 2 修了の時期は、3月及び9月とする。

(学位の授与)

第31条 学長は、修士課程を修了した者に、修士（農学）の学位を授与する。

2 学位の授与に関し必要な事項は、学長が定める。

第7節 賞 罰

(表 彰)

第32条 学長は、学生として表彰に値する行為があった者を、研究科会議の議を経て、表彰することができる。

(懲 戒)

第33条 学長は、本学大学院の学則その他の規定に違反し、又は学生としての本分に著しく反する行為があった者を、研究科会議の議を経て、懲戒することができる。

2 懲戒の種類は、戒告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、学校教育法施行規則第13条第3項の定めるところによる。

第8節 学生納入金

(入学検定料)

第34条 第15条に定める入学検定料は、35,000円とする。

(入学金)

第35条 第17条に定める入学金は、250,000円とする。

(授業料)

第36条 授業料は、年額として定め、次のとおりとする。

(1) 園芸学専攻（農業経済分野を除く）及び食品科学専攻は、660,000円

(2) 園芸学専攻農業経済学分野は、490,000円

2 前項に定める授業料には、施設備費及び実験実習費（農業経済学分野は除く）が含まれる。

3 前項に定める年額の、それぞれの2分の1に相当する額を前期分及び後期分として、在学する学期に納入する。

4 授業料の納入期限は、前期分4月20日、後期分10月1日とする。ただし、新入生の前期分は入学手続期限に同じとする。

5 特別の理由により、延納を願い出る者は、学長の許可を得なければならない。ただし、延納の期限は、原則として3か月を超えることができない。

(授業料の納入の特例)

第37条 休学を許可された者は、休学期間の授業料を免除する。ただし、学期途中で休学する場合、その学期の授業料は全額納入しなければならない。

2 復学を許可された者は、復学開始日の属する学期の授業料は、全額納入しなければならない。

3 退学又は転学する者は、在学最終日の属する学期の授業料は、全額納入しなければならない。

4 停学期間の授業料は、免除しない。

(授業料未納者の処置)

第38条 授業料を所定の期限までに納入しない者には、定期試験その他の受験資格を与えず、単位の認定を停止する。また、在学生であることの証明書の発行を停止する。

2 前項の規定は、第36条第4項に規定する学長の許可を得た者には適用しない。

(納入金の返還)

第39条 既納の入学金及び授業料は、原則として、返還しない。

第9節 奨学金制度

(奨学金の給付及び貸与)

[南学4]

第40条 本学大学院に奨学金制度を置き、奨学金の給付及び貸与を行う。

2 奨学金に関する事項は、南九州学園奨学金貸与規程による。

第10節 雑 則

(科目等履修生)

第41条 本学大学院に科目等履修生を入学させることができる。

2 科目等履修生に関する事項は、別に定める。

(公開講座)

第42条 地域社会の教育，学術及び文化の振興と普及に貢献するため，公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関する事項は，別に定める。

附 則

この学則は，平成11年4月1日から施行する。

改正 平成12年4月1日，平成13年4月1日，平成14年4月1日，平成15年4月1日
平成16年4月1日，平成17年4月1日，平成18年4月1日，平成18年12月1日
平成18年12月1日改正の第6条については，平成19年4月1日から施行する。
平成20年4月1日，平成21年4月1日